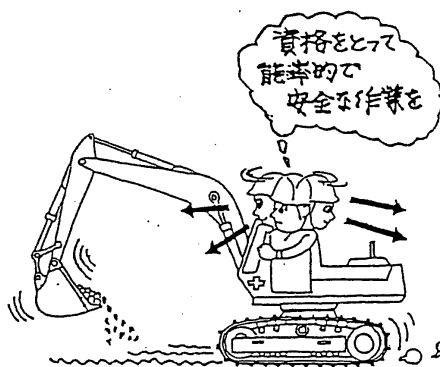


車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習のお知らせ （14時間コース）

北海道労働局長 登録教習機関北数第12号
一般社団法人 北海道林業機械化協会
札幌市中央区北4条西4丁目1 伊藤ビル6階
(TEL 011-251-0708, FAX 011-251-0710)



労働安全衛生法では、機体重量3トン以上の車両系建設機械（パワーショベル、トラクターショベル、ブルドーザ等）による業務は、法令に定められた技能講習を修了した者でなければ、これらの作業に従事することはできません。

当協会は、北海道労働局長から登録教習機関の認可を受けて、出張講習を行っておりますので、多くの方が受講されますようお待ちしております。

1 受講資格

次のいずれかの受講資格を有する者を対象にし、講習科目は一部免除により実施します。

- (1) 大型特殊自動車運転免許又は、不整地運搬車運転技能講習修了者
- (2) 普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許を有し、かつ小型車両系建設機械の特別教育（機体重量3トン未満）修了後その実務経験が3ヶ月以上ある者

2 開催日時 令和3年2月22日(月)～23日(祝・火) 講習開始時間 8時30分から

3 開催場所 学科：サンライフ室蘭「講習室」（室蘭市港北町1丁目6-2）
実技：北海道運搬機(株)室蘭支店（室蘭市本輪西町1丁目2-4）

4 講習カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
学 科 (1日目)	車両系建設機械の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業の方法に関する知識	5時間
	車両系建設機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	3時間
	関係法令	1時間
実 技 (2日目)	車両系建設機械による作業のための装置の操作	5時間
合 計		14時間

5 修了試験 学科講習修了後「学科修了試験」、実技講習終了後「実技修了試験」を行います。

6 技能講習修了証の発行

技能講習の修了試験に合格した者に対し、後日、当協会から修了証を交付します。

7 受講申込みの手続き

次の書類等を添えて、お早めに当協会へ送付下さい。

- (1) 受講申込書（別紙）※押印を忘れずに
- (2) 写 真：顔写真（縦3.0cm×横2.5cm）1枚（裏面に氏名を記入）
- (3) 「受講資格（1）」の人は、「自動車運転免許証」又は「不整地運搬車運転技能講習修了証」の写し
- (4) 「受講資格（2）」の人は、「自動車運転免許証」及び「特別教育修了証」の写し
（※受講申込書の「運転経験年数証明」欄に3ヶ月以上の運転経験年数の記入必須）

8 受講料：42,000円（税込・テキスト代込）

9 受講時に用意するもの

- (1) 学科講習には、筆記用具（鉛筆・蛍光ペン等）を持参してください。
- (2) 実技講習には、ヘルメット、軍手、長ぐつ、雨具(防寒具)等を用意してください。

※ 定員10名になり次第、締め切りとさせていただきます。〔申込み期限ー1月29日(金)〕